

カール大帝の農業政策

堀内一徳

はじめに

カール大帝の農業政策ないしは経済政策として理解されている政策には、王領地の管理・経営のマニユアルである御料地令（カピトゥラーレ・デ・ヴィリス）をはじめ、衡準、量器の統一、新通貨の鑄造、穀物の公定価格の制定などがある。

これらの政策のうち、飢饉と深くかわる七九四年と八〇六年の穀物価格の公定の問題をとりあげてみたい。

(一)

カール大帝の御料地令の成立の時期について、新しい説としては、七七〇年から八〇〇年の間、あるいは八〇〇年

の少し以前などがあるが、一定の年代は確定されていない。ベルギーのA・フルヒュルストは、「カロリング時代の農業政策——カピトゥラーレ・デ・ヴィリスと七九二・九三年、八〇五・〇六年の飢饉」において、七九二年から九四年にかけてカロリング帝国のほぼ全域をおおった飢饉と関連づけて、御料地令の成立期を七九二年—九三年から八〇〇年の間に推定している。その論拠として、御料地令第九条には、荘司はそれぞれの管轄領において、モディウス、セクスタリウスを計量する容器を整え、八セクスタリウス入りのシトゥラ（樽）、および、カールの宮廷に備えられているのと同じ容量をもつコルプス（かご）を備えおくべし、とあるが、この条文の内容と、穀物の公定価格を設定した七九四年のフランクフルトの勅令第四条に記された

「最近定められた公定のモディウス」⁽⁶⁾の表現とが適合する。また、御料地令第三十二条の、各荘司は購入あるいは、他の方法で最良の種子を確保すべきこと、同五一条の不正を働く人びとが王領地の種子を隠匿せぬよう、またそのために収穫が減少せぬよう注意すべきこと、⁽⁷⁾などの表現は七九二—九三年の飢饉の経験から導かれたものであるといふ。

カロリング時代を通じて、しばしば飢饉が発生したことは、同時代の年代記や勅令に記録されている。F・クルシユマンの八世紀から十三世紀の「中世の飢饉」によると、九世紀の飢饉は通算して二十六年に及び、そのうち四つを大飢饉として認めている。またカール大帝時代に限れば、七七九年、七九〇年、七九二—九四年、八〇五—〇七年、および八〇九年を数える。⁽⁸⁾しかし、クルシユマンが飢饉を示すとするデータは、今日では、勅令の発布年代の校訂や年代記の記述内容の評価いかんによっては、見直しを必要とする点を含んでいる。

フルヒュルストの見解によれば、クルシユマンのあげているカールの時代の飢饉の年代のうち、七七九年、七九〇

年、八〇七年および八〇九年が除かれている。それは次のような理由にもとづいている。クルシユマンが大飢饉とする七七九年のそれは、ロルシユの年代記、モーゼル年代記や七八〇年(?)の教会勅令などをおもな典拠としているが、この勅令はL・F・ガンスホーフによると、七九二—九三年の発布とされていることから、フルヒュルストは飢饉としての断定を避けている。八〇七年の飢饉についても同様に、出典である同年の西ガリア地方に対する軍隊召集の勅令が、W・A・エックハルトの研究によると、その発布は八〇五年であること、また八〇九年の飢饉は同年のアーヘンの勅令に記されているが、年代記にはそれを傍証する記述が見当たらないことから、いづれも省かれている。⁽⁹⁾また年代記に簡単な記録をとどめている七九〇年のロートリンゲンの飢饉についても、フルヒュルストは、その理由を明確に示していないが、それに局限された意味しか認めないからであろう。

したがって、フルヒュルストに従えば、カールの時代の大きな飢饉は七九二年の凶作に始まり、九三年から九四年に及ぶ飢饉、八〇五年末から八〇六年のほぼ全年をおおう

それとなるが、八〇八年の軍隊動員に関する勅令には、前年の召集に応じなかった者に対する処置が記されているところから、八〇五・〇六年の飢饉が八〇七年まで続いたのか、あるいは同年に新たな飢饉が生じたからであろう。

ところで、M・ルーシュは「カロリング時代の飢饉」の中で、当時の史料は食糧不足の苦しみをたえず語ってはいるが、その事実の証しである餓死者については沈黙を守っており、カロリング時代に真の飢饉が繰り返されたのであろうかという点について、否としている。もちろん、カロリング時代が一度の飢饉も経験しなかったというのではなく、その実態と原因を次のように説明している。バライティを欠いた食事メニュー、そのため強壯剤を欠くような栄養のアンバランスからくる質より量の食糧の摂取、その結果、困難な消化作用の後におとずれる食糧不足に対する不安から、心理的飢餓状況のようなものが継続して現われたのだという。それが、なぜ史料が繰り返して飢饉を語りながら、餓死者について語っていない理由であるという。そしてまた、食糧貯蔵管理法や計数知識の欠如による無計画な食糧消費に向わせ、現実の飢饉が飢餓的情况を誇張化し

ているという。⁽¹⁰⁾

しかし、聖・俗の貴族層はともかく、下層の農民は、しばしば現実の飢饉のふちに立たされていた。そのことは、ルートヴィヒ一世（敬虔帝）が召集した八二九年のパリの教会会議の記録に、食糧の不足が、どのように下層農民を悲惨な状態に追いやったかを示している。たとえば、端境期に一モディウスの小麦を前借して、収穫時に三ないしは四モディウスの穀物をもって返済するという高利の貸付が行なわれている。⁽¹¹⁾

(二)

七九四年のフランクフルトの勅令の第四条には、穀物の取引価格を次のように規定している。聖職者・俗人を問わず、穀物が十分なときにも不足のときにも、燕麦、大麦、ライ麦、小麦の各一モディウスにつき、それぞれ一、二、三、四デナリウス以上で売るべからずと、またパンに加工されて売られる場合には、一デナリウスにつき二ポンドの小麦、ライ麦、大麦、燕麦のパンが、それぞれ十二、十五、二十、二十五箇と公定されている。

さらに、王領地で収穫された穀物は、より安価に燕麥、大麥、ライ麦、小麦のそれぞれは〇・五、一、二、三デナリウスで売られるべしとある。⁽¹²⁾

この勅令に示された穀物の価格が当時の市場価格とどの程度の隔りがあったか判明しないが、少くとも巡撫使の監督下にあった王領地に対しては強制されたであろうが、国王からベネフィキウムを譲与された貴族やその他の穀物取引にたずさわる者は、需給関係によって変動する時価で売り捌いたであろう。というのも、A・ドプシュが指摘しているように、この条文に違反した者に対する罰則が見出されないので、公定価格より高く売り、多くの利益を得ても処罰の対象とはならなかったであろうから。⁽¹³⁾ 事実、この条文が当時の穀物市場に対して十分な強制力をもち得なかったことは、八〇五年のテオドニスヴィラの勅令の第四条に飢饉や悪疫の流行、氣候の異変などによる食糧不足のときに、高い価格で穀物を売ることや外国への穀物の輸出を禁じており、⁽¹⁴⁾ さらには、再び、穀物の最高価格を公布しなければならなかったことが物語っている。

八〇六年のネイメーヘンの勅令の第十八条では、改めて

燕麥、大麥、スペルト麥、ライ麦、小麦それぞれ一モディウスにつき、二、三、三、四、六デナリウスと定め、この規定の対象は王からベネフィキウムを受けた聖・俗の貴族層に限られた。⁽¹⁵⁾ 上記の公定価格を七九四年の勅令のそれと比較すると、七九四年から八〇五年の間に貨幣価格に変動がなかったとすれば、穀物のそれぞれの価格は引上げられ、新たにスペルト麦の価格が加えられている。また、七九四年の勅令では、公定価格が穀物の過不足いずれの場合にも適用される。すなわち、長期間にわたって有効であるという政策意図が読みとれられるが、八〇六年のそれには、このような指示がみられない。したがって、八〇六年の公定価格は、当面する飢饉に対応した価格政策であったと推察できる。それとともに、七九四年以降、穀物価格を長期間にわたって統制し、安定させることが困難であったことを伺い知ることができる。

以上の再度にわたってカールが行なった穀物価格の統制について、R・ケチュケは、経済政策としての目的をもつたものでなく、不当な利得行為に対して農民を保護する社会政策と解釈しており、⁽¹⁶⁾ また、ドプシュも教会の高利禁止

の倫理から発した社会政策の意味に解している。⁽¹⁷⁾

(三)

八一五年のフランク領に移住したスペインの自由人に關する勅令の第一条の中に、自由人は伯に從つて軍役に参加すべしとあり⁽¹⁸⁾、また八〇二年の巡撫使に与えた特別勅令の第七条にも、だれも皇帝からの軍役召集を拒むべからずとあるが⁽¹⁹⁾、カロリング期を通して、すべての自由人が軍役義務を負担したかどうかは明らかでない。おそらく、すべての自由人に軍役義務を遂行させることは、次のような事情から不可能であつたであろう。ひとつには、インムニテート領主の増大は、一方では、個々の自由人の軍役負担に対する経済的要求を高める結果となつたであろうから。奴隷の所有者でもない限り召集期間の農作業の放棄によつて收穫は低減し、また自費で武装を賄うなど、軍役義務は、伯ないしはケンテナリウスの裁判集会への参加義務とともに⁽²⁰⁾、とりわけ下層の自由農民の肩に重くのしかかつた。

八〇七年の西ガリアに対する軍隊召集の勅令の第二条には、飢饉のために軍隊の召集をセーナとロアール両河間の

地方に限定している。⁽²¹⁾ また八〇八年の軍隊動員の勅令の第二条では、飢饉によつて軍隊の召集が円滑に行なわれなかつたのであろう、召集に参加しなかつた者たちについて、巡撫使に調査を命じている。⁽²²⁾ そして、同勅令の第一条には四マンスを所有するか、ベネフィキウムとして保有する自由人は、自費で武装を整え、伯あるいは領主に從つて軍隊に参加すべしこととし、三マンスを有する者は、その者に援助できる近くの一マンス所有者の助力を得て軍役に参加すべしとある。また、二マンスの所有者は他の同数のマンスをもつ者と組み、いずれか一名が、一マンスを有する者は、その者を援助できる他の三人の一マンス所有者の助力を得て、それぞれ軍隊に参加すべきことが定められている。⁽²³⁾ さきの八〇七年の勅令の第二条では、武装すべてをみずから負担して軍役に参加すべき自由人の所有マンスの下限が三マンスであるから、八〇八年には前年より自由人の軍役負担が軽減されたことになる。したがつて、八〇七・〇八年の二つの軍事召集に關する勅令から、下層の自由農民が軍役に参加できるような徴兵制度を保持しようとするカール大帝の政策の目的が理解できよう。

フルヒュルストは御料地令発布の時期を七九二・九三年の飢饉との深い関連を指摘しているが、私は、八〇七・八〇八年の軍役負担軽減の政策と合せて考えれば、カールの農業政策、とりわけ再度の穀物価格の公定は、飢饉と深くかわるところの社会政策ないしは、下層の自由民に対する救貧政策として理解したい。

〔注〕

- (一) 七八九年の勅令(故事集成)の第七四条に、キヴィタス修道院、ヴィラ、また商取引において、正確かつ等しい衡器や容器を用いるべしとあるが、その後も地方により規準が異り、七九三―九四年の量衡の統一(改革)が、どのような効果をもちたかは定かでない。Monumenta Germaniae Historica, Boreius, A, hrsg. Legum II, Capitularia Regum Francorum, Tomus I, Nr. 22, C. 74. Omnibus. Ut aequales mensuras et rectas et pondera iusta et aequalis omnes habeant, sive in civitatibus sive in monasteriis, sive ad dandum in illis sive ad accipiem dum, scit et in lege Domini praeceptum habemus, item in Salamonde, Domino dicente: 'pondus et pondus, mensuram et mensuram odit anima mea.'
- なお、M・ルーシユによれば、七九三―九四年の改革によ

って、メロヴィング時代末期に約三二七グラムであった一ポンドウス(リーブル)を、また八世紀はじめ約三四・五リットルであった一モディウスをそれぞれ約四三〇グラム、約五二リットルに引上げられたとしている。Rouche, M., La faim à l'époque Carolingienne (Revue Historique, No. 508, 1974, p. 303-04)

- (2) 七九四年の通貨の改革によって、テナリウス(鯨)貨の旧方を改め、三〇ペンセント増じた。Grieson, Ph., Money and Coinage under Charlemagne (Beumann, H., hrsg. Karl der Grosse, Bd. 1, 1965, S. 528)

- (3) 古くは、A・ボレティウスの八〇〇年、ないしはそれ以前(?)、K・ガフライスは六一二年に、A・ドブシュは七九四(?)に求めているが、L・F・カンスホッフは七七〇―八〇〇年の間に、また、K・フェラインは八〇〇年ないしその少し以前に、W・メッツは八〇〇年少し以前の時期に推定する。M. G. Capit. I, Nr. 3, Capitulare de villis ① Boreius ②年代は八〇〇年ならぬか、その程度(?)。Gareis, K., Bemerkungen zu Karls des Grosse Capitulare de Villis (Germanistische Abhandlungen zum 76 Geburtstag Konrad v. Maurers, 1893, S. 241) Dopsch, A., Die Wirtschaftsentwicklung der Karolingerzeit, Bd. 1, S. 28 ff. 95ff. Ganshof, L. F., Zur Datierung eines Aachener Kapitulars Karls der Grosse (Annalen des Historischen Vereins für den Niederrhein, 155/156, 1954, S. 62-66) ④

L. F., Observations sur la date de deux documents administratifs émanant de Charlemagne (Mitteilungen des österreichischen Instituts für Geschichtsforschung, LXII, 1954, S. 83-84). Eckhardt, W. A., Kapitulariensammlung Bischof Ghaerbalds von Lüttich, 1955, S. 47-49. ヲウズキの成體ノゴトハウヤヤニ申ス所(Annales Mosellini)の記載ヲFamesvero magna et mortalis fuit in Francia:MG. Scriptores, XVI. S. 497. トーレンの報告(二〇六冊)の成體ノ所ハハ記載セ' MG. Capit., 1, Nr. 62, C. 24. Ut unusquisque presenti anno sive liberum sive servum de famis inopia adiutorium prebeat.

(2) ㄨ・ノーンノの成體續ク三二二一〇ページ。

(H) MG. Concilia, Werninghoff, A., hrgs., Concilia aevi Karolini, Tl. 1, Nr. 50, Concilium Parisiense. A. 829, Capit., LII. Fenerator econtra: 'Quot modo denariis possum modium frumenti mei vendere, aut tot denarios tempore fructus novi mihi redde aut certe eorum praetium in frumento et vino et ceteris quibuslibet aliis frugibus ad plenum supplere'. Unde evenire solet, ut pro uno frumenti modio taliter mutato tres aut certe quattuor modii a pauperibus tempore messis violenter exigantur. Quod et de modio vini similiter fieri solet.

(12) フリントホルトの勅令第四條の条文ハ五五二ページ(9)。

(13) ㄨ・エペンノの成體續' 第二卷' 二五二ページ。

(4) MG. Capit., 1, Nr. 44, C. 4. Et in praesenti anno de famis inopia, ut suos quisque adiuvet prout potest et suam annonam non nimis care vendat; et ne foris imperium nostrum vendatur aliquid alimoniae.

(15) MG. Capit. 1, Nr. 46, C. 18. Consideravimus itaque, ut praesente anno, quia per plurima loca famas valida esse videtur, ut omnes episcopi, abbates, abbatissae, obtimes et comites seu domestici et cuncti fideles qui beneficia regalia tam de rebus ecclesiae quamque et de reliquis habere videntur, unusquisque de suo beneficio suam familiam nutrire faciat, et de sua proprietate propriam familiam nutriat; et si Deo donante super se et super familiam suam, aut in beneficio aut in alode, annonam habuerit et venundare voluerit, non carius vendat nisi modium de avena dinarios duos, modium unum de ordeo contra dinarios tres, modium unum de spelta contra denarios tres si disparata fuerit, modium unum de sigale contra denarios quattuor, modium unum de frumento parvo contra denarios sex. Et ipsum modium sit quod omnibus habere constitutum est, ut unusquisque habeat aequam mensuram et aequalia modia.

(16) Kitzschke, R., Karl der Grosse als Agrarpolitiker (Festschrift Edm. Stengel, 1962, S. 188-89).

(17) ㄨ・エペンノの成體續' 第二卷' 二五〇—二五二ページ。

(18) MG. Capit., 1, Nr. 132, C. 1. Eo videlicet, ut sicut

caeteri liberi homines cum comites suo in exercitum pergant,

- (21) MG. Capit., 1, Nr. 33, C. 7. Ut ostile bannum domini imperatori nemo premittere presumat, nullusque comis tam presuniosus sit, ut ullum de his qui hostem facere debiti sunt exinde vel aliqua propinquitatis defensionem vel cuius numeris adolationem dimittere audeant.

- (22) 一〇五年のテオドoricの勅令の第十六条は「自由農民は、その度々裁判集金の召集に応じなくてはならぬ。その負担を軽減しよう。 M. G. Capit., 1, Nr. 44, C. 16. Et ut saepius non fiant manni ad placita,

- (23) M. G. Capit., 1, Nr. 48. Memoratorium qualiter ordinavimus propter famis inopiam, ut de ultra Sequane omnes exercitare debeant.

- (24) MG. Capit., 1, Nr. 50, C. 2. Volumus atque iubemus, ut idem missi nostri diligenter inquirent, qui anno praeterito de hoste bannto remansissent super illam ordinationem quam modo superius comprehenso de liberis et pauperibus hominibus ferri iussimus;

- (25) MG. Capit., 1, Nr. 50, C. 1. Ut omnis liber homo, qui quatuor mansos vestitos de proprio suo sive de alicuius beneficio habet, ipse se praeparat et per se in hostem pergat, sive cum seniore suo si senior eius perrexerit sive cum comite suo. Qui vero tres mansos de proprio habuerit, huic adiungatur qui unum mansum habeat et

det illi adiutorium, ut ille pro ambobus possit. Qui autem duos habet de proprio tantum, iungatur illi alter qui similiter duos mansos habeat, et unus ex eis, altero illum adiuvante, pergat in hostem. Qui etiam tantum unum mansum de proprio habet, adiungantur ei tres qui similiter habeant et dent ei adiutorium, et ille pergat tantum; tres vero qui illi adiutorium dederunt domi remaneant.

- (24) 同勅令の第一条は「スネフキウトをもつとみなされる者すべての軍役への参加を定め、また三マンス以下を所有する自由人の軍役については、第二条で次のように定めている。それだけ二マンスを所有する二人は互に協力し、二マンスと一マンスを所有する二人はそのうちの一人が他の武装を扶け一マンス所有の三人は、そのうち二人が一人を援助し、いずれの場合も、経済的に余裕のある一人が軍隊に参加する。また半マンスを有する六人は、その五人が武装を負擔し、一人が軍役に服す。 MG. Capit., 1, Nr. 48, C. 2. Quicumque liber mansos quinque de proprietate habere videtur, similiter in hostem veniat; et qui quattuor mansos habet, similiter faciat; qui tres habere videtur, similiter agat. Ubi cunq; autem inventi fuerint duo, quorum unusquisque duos mansos habere videtur, unus alium praeparare faciat; et qui melius ex ipsis potuerit, in hostem veniat. Et ubi inventi fuerint duo, quorum unus habeat duos mansos et alter habeat unum mansum, similiter se sociare faciant et unus

alterum praepararet; et qui melius potuerit, in hostem veniat. Ubi cumque autem tres fuerint inventi, quorum unusquisque mansum unum habeat, duo tertium praeparare faciant; ex quibus qui melius potest, in hostem veniat. Illi vero qui dimidium mansum habent, quinque sextum praeparare faciant.